

坂出市子ども・子育て支援事業計画

# さかいで子ども・子育て支援プラン



坂出市公認キャラクターさかいでまる

平成27年3月

坂出市



## ごあいさつ

私は、「市民本位」「市民参加」「市民対話」による市政運営とまちづくりを政治信条として、市民の誰もが「坂出に生まれてよかった」「坂出に住んでよかった」、さらには「坂出に住みたい」と実感できるまちづくりに「市民と共働り」して取り組んでおります。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在であります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の我が国の担い手を育成していく上で基礎となる重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであります。

しかるに、近年の核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しており、子育てを行政や地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要であります。

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成 17 年に「坂出市次世代育成支援行動計画」を策定し、子育てに対する保護者の負担感の軽減とともに、子どもを生き育てる楽しさと充実感や幸せが得られるような社会づくりを進めてきましたが、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法が制定されたことに伴い、同法に基づいて平成 27 年度から 5 年間の本市の子育て支援施策を定めた「さかいで子ども・子育て支援プラン（坂出市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。

子ども・子育て支援法の目的を達成するため、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、本計画に基づき良質かつ適切な内容及び水準のものとしてまいります。市民の皆さまにおかれましても、子どもの健やかな育ちと子育てを支えるため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 27 年 3 月

坂出市長 **綾 宏**

# 計画の目次

---

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	3
4 計画の策定体制 .....	3
第2章 坂出市の子ども・子育てを取り巻く状況 .....	5
1 人口・世帯の状況 .....	5
2 結婚・就業の動向 .....	12
3 保育所・幼稚園・学校の状況 .....	14
4 これまでの子育て支援施策の実施状況 .....	17
5 ニーズ調査結果の概要 .....	20
第3章 計画の基本的な考え方 .....	27
1 基本理念 .....	27
2 基本的視点 .....	28
3 基本方針 .....	29
第4章 施策の展開 .....	31
1 幼児期の教育・保育の充実 .....	31
2 地域における子育て支援の充実 .....	33
3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援 .....	36
4 支援が必要な子ども・家庭への取り組み .....	38
5 仕事と生活の調和の促進 .....	41
第5章 事業計画 .....	42
1 教育・保育提供区域の設定 .....	42
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容・方策 .....	42
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容・方策 .....	46
第6章 計画の推進 .....	57
1 計画の推進体制 .....	57
2 計画の進行管理 .....	57
資料編 .....	58
1 子ども・子育ての基本理念 .....	58
2 坂出市子ども・子育て支援事業計画について（提言） .....	59
3 坂出市子ども・子育て会議名簿 .....	60
4 計画策定経過 .....	61
5 坂出市子ども・子育て会議条例 .....	63

# 第 1 章

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子高齢化と核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、就労環境の変化は結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等の変化をもたらしています。坂出市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策を推進してきました。しかし、出生率の低下と減少は続いてきました。

こうした少子化の流れを変えるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、この法律に基づき、坂出市では、平成17年3月に「子どもイキイキ・子育てワクワク・親子キラキラ 子育て・子育て・親子子育てのまちづくり」を基本理念に、「坂出市次世代育成支援行動計画（さかいで子ども・子育て応援プラン）」を策定し、子育てに対する保護者への負担感の軽減、子どもを生ま育てる楽しさ、充実感や幸せを、子どもの親も周囲の人々も感じられる社会づくりを進めてきました。さらに、平成22年3月には前期計画の成果や課題を踏まえ、平成22年度から26年度を計画期間とする後期計画を策定し、地域社会全体の温かな支え合いの中で、子どもが健やかに成長し、子どもを生ま育てやすいまちづくりを一層推進しているところです。

そうした中、平成24年に、子ども・子育て関連3法が成立し、公布されました。子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進することにしています。

今後は、子育てに対する孤立感や負担感を抱える家庭への支援をはじめ、出産・子育てしやすい環境づくりなど、子どもを生ま育てることをめぐる諸課題を解決するため、子ども・子育て支援新制度に基づき、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

このため、これまでの次世代育成支援対策の取り組みの進捗状況、課題等を整理し、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援新制度を推進するため、5年を一期とする「坂出市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

#### 【子ども子育て関連3法】

- \* 子ども・子育て支援法
- \* 認定こども園法の一部改正法
- \* 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づき、すべての子ども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するため策定したものです。

#### 【子ども・子育て支援法から抜粋】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### (2) 計画の対象

本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体を対象とします。なお、本計画において「子ども」とは、概ね18歳以下、「小学校就学前子ども」とは、小学校就学の始期に達するまでの子どもをいいます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法及び基本指針が定める幼児期の教育・保育と地域における子育て支援事業を対象とします。

### (3) 次世代育成支援行動計画及び関連計画との関係

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した地域行動計画（さかいで子ども・子育て応援プラン）に記載して実施している施策の評価を行い、子ども・子育て支援事業計画と関連のある事業について現状と課題を整理し、本市の幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の利用の現状分析と今後の利用希望調査（ニーズ調査）を踏まえて、子ども・子育て支援事業計画に反映しています。

また、坂出市総合計画を上位計画とし、関連する個別計画と整合を図りながら、子ども・子育て支援事業計画における施策を推進していきます。

### 3 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法に基づき定められた基本指針に即して、平成 27 年度を初年度とし、平成 31 年度までの 5 年を一期とした計画期間とします。

なお、本計画における施策が効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、社会情勢や保育ニーズの変化に合わせ、必要に応じて中間年度（平成 29 年度）に計画内容の見直しを行います。

【計画の期間】

子ども・子育て支援事業計画	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
	第 1 期計画推進期間					見直し年度	第 2 期計画推進期間			
↑ 必要に応じ見直し										

### 4 計画の策定体制

#### (1) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたり、子育ての状況や生活の実態、幼児期の教育・保育及び子育て支援に対する量的・質的ニーズ等を詳細に把握するため、平成 25 年 10 月に就学前児童及び小学校児童の保護者を対象に、「坂出市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### (2) 坂出市子ども・子育て会議

坂出市子ども・子育て会議条例を制定し、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業従事者、子ども・子育て支援に関する学識経験者、市民から公募した方で構成する「坂出市子ども・子育て会議」を設置して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

#### (3) パブリックコメント

本計画の策定にあたり、その内容について広く市民の意見を聴取するため、平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 1 月 21 日までの間、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

## (参考) 新制度の概要

### 【子ども・子育て支援新制度について】

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法に基づいて、幼児期の教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい制度のことをいいます。新制度は、平成 27 年 4 月より本格実施が予定されています。

#### 新制度の目的

- 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 2 保育の量的拡大・確保
- 3 地域における子ども・子育て支援の充実

### 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」について、これまで非常に複雑だった設置のための手続きを簡素化することにより、施設の整備と幼児教育・保育及び家庭における養育支援の一体的な提供の促進を図ることとしています。

### 2 保育の量的拡大・確保

保育の量や種類を拡大するため、「認定こども園」や「保育所」などを、計画的に整備するほか、「小規模保育」、「家庭的保育」などの地域型保育により、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することを目指しています。なお、保育の「量」とともに、「質」も確保するため、職員の処遇や配置に関する改善などを行うこととしています。

### 3 地域の子育て支援の充実

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「延長保育」、「地域子育て支援拠点事業」、「妊婦検診」などの事業の拡充を図ることとしています。

また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりを目指しています。

### ◆市町村子ども・子育て支援事業計画の策定

○市町村は、地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、さまざまな施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。

○市町村は、計画的に取り組みを進めるため、5 年間で計画期間とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。